

**(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線
環境影響評価方法書に対する知事意見骨子案**

事業実施区域及びその周辺（以下、「周辺地域」という。）は、八ヶ岳などの山岳に囲まれ、豊富な水資源を有し、希少動植物を含む多様な生態系が形成されており、こうした自然環境や景観を求め、県内外から多くの人々が訪れる地域である。

また、周辺地域はユネスコエコパークの移行地域であり、自然環境の保全と自然環境に調和した持続可能な地域社会の発展が求められている地域でもある。

事業者は、こうした地域特性を十分踏まえた環境影響評価を実施し、事業の影響を最大限回避、低減すること。

【全般的事項】

(基本的な考え)

1. 環境影響評価制度は、情報公開がその根幹をなすものであることから、情報を事業者ホームページなど住民が取得しやすい方法により、積極的に公開すること。
2. 本事業は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の一部であることから、長野県で行われている「(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線」の環境影響評価と整合をとること。

(事業計画)

3. ルート案について、配慮書、方法書、準備書の各段階における検討経緯及び結果を準備書に記載すること。
特に、配慮書においてルート帯をB案にした際の環境への配慮事項を詳細に記載すること。
4. 次の計画が具体的になった段階で、位置や構造がわかる図面等により、速やかに県に情報提供し、ホームページ等で情報公開すること。なお、準備書段階で計画が具体的になっていない場合には、大まかな位置や構造を準備書に記載すること。
 - ・道路位置
 - ・トンネル、橋梁、盛土などの構造（以下、「道路構造」という。）
 - ・インターチェンジや休憩所（SA・PA）、雪捨て場などの附属施設
 - ・工事施工ヤードや工事用道路、発生土仮置き場などの一時的な施設（以下、「一時施設」という。）
5. 2車線暫定供用を行う場合は、その環境影響評価を実施し、4車線供用時の評価と比較して示すこと。

(項目選定、調査予測評価手法)

6. 環境影響評価項目に選定しない場合は、その理由を準備書に記載すること。
7. 方法書の「調査、予測及び評価の手法並びにその理由」には、具体的な調査、予測及び評価手法が記載されていないため、具体的な手法を速やかに県に報告し助言を受けること。
8. 方法書で選定しないこととした環境影響評価の項目について、方法書に基づく現地調査等によって、評価の必要性が生じた場合は、追加して評価を行うこと。

(環境保全措置の検討)

9. 環境保全措置は、回避、最小化、代償の順で検討すること。
10. 予測結果が環境基準等を下回る場合であっても、現況の環境が大きく変化する場合は、必要な環境保全措置を検討すること。
11. 事業者が環境保全措置以外で自主的に実施する環境への配慮事項（環境モニタリング等）も、準備書に記載すること。

(準備書作成にあたっての留意事項)

12. 本意見に基づき検討した経緯及び結果を記載すること。また、準備書手続開始までの間に、県に情報提供を行った資料を掲載すること。
13. 専門家等の助言を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を記載すること。
14. 住民が理解しやすいよう、文章表現・図表等使用、図書の構成や分量に配慮すること。

【個別事項】

(大気質)

15. 大気拡散予測式（ブルーム式、パフ式）の適用は、道路構造が決定した段階で、周辺の地形や気象などの条件を踏まえ、再度検討すること。
検討の結果、適正な予測評価が難しい場合は、野外拡散実験や数値解析モデルなどの手法を検討すること。
16. 盛土構造等による周辺の気流や気温等の変化について、類似事例を参考に影響を検討すること。

(騒音、振動、低周波音)

17. 静穏な住居環境が広く存在している地域であることから、その現況を把握できる調査地点を選定し、自動車騒音等が、現況の騒音レベルを大きく変化させる場合には、環境保全措置を検討すること。
18. トンネルの発破工事等で生じる騒音、振動、低周波音について、近隣の住居地や猛禽類などへの影響を、調査予測評価すること。

(水質、水象)

19. 水質、水象、地下水の調査地点は、事業実施区域の下流側にも設定すること。また、その際、水源、井戸、農業用ため池や用水路などへの影響を把握できるようにすること。
20. 河川流量及び地下水位のモニタリングは、工事着手前から実施すること。なお河川流量は、流域の状況が把握できる地点で常時モニタリングすること（既設観測所のデータ活用を含む。）。
21. 融雪剤や凍結防止剤の使用が地表水や地下水の水質、動植物に及ぼす影響について、調査予測評価すること。

(土壌汚染)

22. 工事により、自然由来の重金属を含んだ有害な土砂が生じる可能性を、事前に調査するとともに、生じた場合の管理や処分の方法を検討すること。

(日照障害)

23. 盛土構造であっても、日照障害が著しくなる場合は、予測評価を行うこと。

(動植物生態系)

24. 周辺地域には、湧水池や湿地帯、水田などがあり、希少な動植物を含む生態系が形成されている可能性が高いため、動植物調査は、希少な動植物を見落とさないよう、事前に専門家等へのヒアリングや現地踏査により最新の情報を集めた上で調査対象種を設定し、対象種の生態を考慮して、調査地点、調査時期や回数を設定すること。
25. 道路位置や道路構造は、生息する動物の行動圏を把握し、動物への影響が最小限となるよう検討すること。
また、行動圏が分断されるおそれがある場合は、動物の侵入防止や移動経路の確保などの環境保全措置を講ずること。

26. 生態系の評価は、生態系を代表する複数の種及び群集を、上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらと他の動植物との相互関係を把握して行うこと。

27. 猛禽類の環境保全措置は、周辺地域に生息する猛禽類の営巣地、行動圏を把握し、行動圏の土地利用の変化、餌の生息環境の変化を踏まえ検討すること。

(構造物の景観、人と自然との触れ合い活動の場)

28. 日常景観への影響を把握するため、道路が見える範囲を示した地図を作成するとともに、集落などに視点場を設定すること。

29. 構造物について、デザインや色彩ごとに複数のフォトモンタージュを作成して比較検討し、周辺景観と調和のとれるものとする。

30. 一時施設について、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合は、調査予測評価し、環境保全措置を検討すること。

31. 道路の照明や自動車の前照灯が、周辺地域での星空観察に与える影響を調査予測評価し、環境保全措置を検討すること。

32. 自動車の走行音が、バードウォッチングや森林浴など、静寂な環境が求められる活動に与える影響を調査予測評価し、環境保全措置を検討すること。

(発生土、温室効果ガス)

33. 土砂の発生、処分・再利用の量を予測し、環境保全措置を検討すること。

34. 工事中の温室効果ガスの発生量を予測し、環境保全措置を検討すること。